

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣の捕獲等に従事しようとする者が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に規定する第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許及び網猟免許（以下「狩猟免許」という。）を新規に取得する場合において、その免許の取得に要する経費を補助することにより、農林産物等への被害の減少を図ることを目的とし、予算の範囲内において名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 交付申請を行った年度において新たに狩猟免許の全部又は一部を取得した者
- (3) 市の求めに応じて有害鳥獣の捕獲等に従事することを誓約できる者
- (4) 市税の滞納が無い者

(補助金対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる費用とし、補助金の額は、1人につき2万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 狩猟免許初心者講習会の受講料
- (2) 狩猟免許試験受験申請料
- (3) 狩猟者登録申請手数料

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金対象経費の領収書の写し
- (2) 狩猟免状の写し
- (3) 市の求めに応じて有害鳥獣の捕獲等に従事することの誓約書
- (4) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (5) 住民票抄本(申請者本人のもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び確定し、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定兼確定通知を受けた者は、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りの申請その他不正な手段により交付決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、支払った補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助事業者の責務)

第10条 補助事業者は、鳥獣の捕獲活動に当たって、危険及び損害の防止に努めなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別で定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付申請書

年 月 日

名護市長 殿

住所 名護市
氏名 印
連絡先

年 月 日に新たに狩猟免許を取得したので、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 _____ 円

2 狩猟免許の種類 (受験した免許を○で囲む。複数可)

第一種銃猟免許 第二種銃猟免許 わな猟免許 網猟免許

3 補助対象経費

補助金対象経費	金額
(1) 狩猟免許初心者講習会受講料	円
(2) 狩猟者免許試験受験申請料	円
(3) 狩猟者登録申請手数料	円
合計	円

4 添付書類

- ① 取得した狩猟免状の写し
- ② 補助金対象経費の領収書の写し
- ③ 有害鳥獣の捕獲等に従事することの誓約書
- ④ 市税を滞納していないことを証明する書類
- ⑤ 住民票抄本(申請者本人のもの)
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

備考

- 1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- 2 補助対象経費に該当する経費であっても、本市の他の補助金、国庫補助金等本市以外の他の補助金・助成金等の適用を受けた場合、補助対象外とする。

(別紙)

年 月 日

名護市長 殿

住所 名護市
氏名

印

誓 約 書

私は、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金を申請するにあたって、関係法令を遵守し、名護市内で率先して有害鳥獣の捕獲活動に従事することを誓約します。

名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付決定兼確定通知書

名 第 号
年 月 日

殿

名護市長

印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、及び確定したので通知します。

記

1 交付決定兼確定額 金 _____ 円

2 決定に際しての指示又は条件

補助事業者は、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。

3 その他

- ① 補助事業者は、偽りの申請その他不正な手段により交付決定を受けたと認められるときは、交付決定を取り消す。
- ② 交付決定が取り消され、すでに補助金が交付されているときは、市長が定める期限までに返還するものとする。

名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金請求書

年 月 日

名護市長 殿

住所

氏名

印

年 月 日付け名 第 号で交付兼確定決定の通知があった名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金について、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名							支店名		種別	
銀行 農業協同組合							支店		普通 当座 その他	
							支所			
口座番号							口座名義人			
							フリガナ			
							氏名			

※口座番号は「右詰め」でご記入ください。